

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会設置要綱

令和 6 年 8 月 7 日
6 葛都都第 435 号
区 長 決 裁

(設置)

第 1 条 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 4 条の規定に基づく、葛飾区の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本的な方針（以下「緑の基本計画」という。）を策定するため、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、緑の基本計画の策定に関する事項を検討し、その結果を区長に報告する。

(構成)

第 3 条 委員会は、区長が委嘱し、又は任命する別表に掲げる委員により組織する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第 2 条に掲げる事項について報告を完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を各 1 名置く。

2 委員長は、委員の互選により、学識経験者委員のうちから選任する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に対して、委員会への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 委員会は、必要に応じて、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員会の指示により緑の基本計画の策定に関する事項の調整を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、都市整備部都市計画課において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 6 年 8 月 7 日から施行する。

(有効期限)

2 この要綱は、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プランが策定された日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

（仮称）葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会委員 11名

構成	委員の専門分野、所属・役職等	備考
学識経験者 （4名）	緑地・ランドスケープ	
	公園の利活用	
	水辺の利活用	
	都市農地の保全	
区内関係団体 等の代表 （2名）	葛飾区緑化推進協力員会	
	JA 東京スマイル葛飾営農研究会	
行政職員 （5名）	葛飾区政策経営部長	
	葛飾区産業観光部長	
	葛飾区環境部長	
	葛飾区都市整備部長	
	葛飾区都市施設担当部長	

※区内関係団体等の代表は、各団体の推薦による者とする。

(仮称)葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会 委員名簿 (敬称略)

委員	阿部 伸太	東京農業大学地域環境科学部造園科学科 准教授
委員	佐藤 留美	特定非営利活動法人エヌピーオーバース 事務局長
委員	志村 秀明	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授
委員	寺田 徹	東京大学大学院新領域創成科学研究科 自然環境学専攻 准教授
委員	下井 守	葛飾区緑化推進協力員会 会長
委員	柴田 優	JA東京スマイル葛飾営農研究会 文化部副部長
委員	長南 幸紀	葛飾区政策経営部長
委員	吉田 峰子	葛飾区産業観光部長
委員	宮地 智弘	葛飾区環境部長
委員	吉田 眞	葛飾区都市整備部長
委員	忠 宏彰	葛飾区都市施設担当部長

(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会傍聴要領 (案)

令和 6 年 月 日

委員長決定

(目的)

第 1 条 この要領は、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会設置要綱 (令和 6 年 8 月 7 日付け 6 葛都第 435 号区長決裁。以下「要綱」という。) 第 9 条の規定に基づき、(仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の公開)

第 2 条 (仮称) 葛飾区水と緑の基本方針・実施プラン策定委員会の会議 (以下「会議」という。) は、公開とする。ただし、委員長が、公開することにより公正かつ適切な審議等を妨げるおそれがあると認めた場合は、委員会に諮り、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員長は、委員から前項の規定に該当するとの申出があったときは委員会に諮らなければならない。

(傍聴人の定員)

第 3 条 傍聴人の定員は、会議ごとに委員長が定める。

2 会議の傍聴人の決定は、原則として会議の前日までに傍聴を申込んだ者のうちから先着順で行うものとする。

3 事前の申込みなく、当日に会議を傍聴する場合は、傍聴人名簿に住所及び氏名を記入しなければならない。この場合、定員を超えない範囲で、先に傍聴の申込みを行った者から傍聴できるものとする。

4 傍聴人には、傍聴証を交付する。

(傍聴することができない者)

第 4 条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

(1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) 酒気を帯びていると認められる者

(4) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

2 委員長は、前項各号のいずれかに該当すると認められる傍聴人に対し、入室を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 5 条 傍聴人は、次の事項を守り静穏に傍聴しなければならない。

(1) 飲食又は喫煙をしないこと。

(2) 携帯電話等の電源を切ること。

(3) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(4) みだりに傍聴席を離れないこと。

(5) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第7条 傍聴人は、全て事務局職員の指示に従わなければならない。

(退室の命令)

第8条 委員長は、この要領の規定に違反していると認められる傍聴人に対し、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第9条 前条の規定により退室を命じられた傍聴人は、速やかに退室しなければならない。この場合において、当該傍聴人は、当日再び会議を傍聴することはできない。

(会議開催の周知)

第10条 会議の開催については、広報かつしか等に掲載し周知するものとする。ただし、会議開催までに時間的余裕がないなどの理由がある場合は、この限りでない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、その他会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要領は、令和6年 月 日から施行する。